

令和8年度 東吾妻町立保育所入所案内



東吾妻町教育委員会事務局 学校教育課 こども係
TEL 0279-68-2111

目次

1	利用における概要	．．．．1ページ
2	入所におけるフローチャート	．．．．2ページ
3	保育を必要とする事由	．．．．2ページ
4	保育標準時間を利用できる事由	．．．．3ページ
5	保育短時間を利用できる事由	．．．．3ページ
6	申し込みについて（書類での提出の場合）	．．．．4ページ
7	オンライン申請について	．．．．5ページ
8	認定変更について	．．．．6ページ
9	保育料の減免について	．．．．7ページ
10	一時預かり・延長保育について	．．．．7ページ
11	こそだて『にこにこひろば』について	．．．．7ページ

※入所案内は、保育所利用にあたり必要なことを記載しています。
必ず、入所申込前にご一読ください。

1 利用における概要

(1) 対象児童

0歳児	令和7年4月2日 生まれ以降
1歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日 生まれ
2歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日 生まれ

ア 令和8年4月1日において、本町に住民登録があり、また、生活の本拠を有していることが必要です。

イ 0歳児については、生後8か月が経過した月の翌月から入所可能となります。
入所希望日（各月の1日）が年度途中となる場合でも、今回お申し込みください。
※出産前であっても入所の予定がある場合は、申し込みをしてください。

ウ 本町に転入予定がある方の申込みも受け付けます。ただし、令和8年4月1日又は入所希望月の1日までに転入し、住居等が確認できることが条件となります。転入されない（できない）場合、入所できません。

(2) 施設名・利用定員

施設名	定員			保育提供時間
	0歳児	1歳児	2歳児	
はらまち保育所 原町5163 0279-68-2853	10	24	36	保育標準時間 7:30～18:30
あづま保育所 箱島1269-1 0279-59-3877	5	8	12	保育短時間 8:30～16:30 ※土曜保育 7:30～18:00

(※)土曜保育は希望保育となります。

(3) 認定について

保育所の利用を希望する場合、申込みにより町の「3号認定（保育認定）」を受ける必要があります。

「保育を必要とする事由」により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

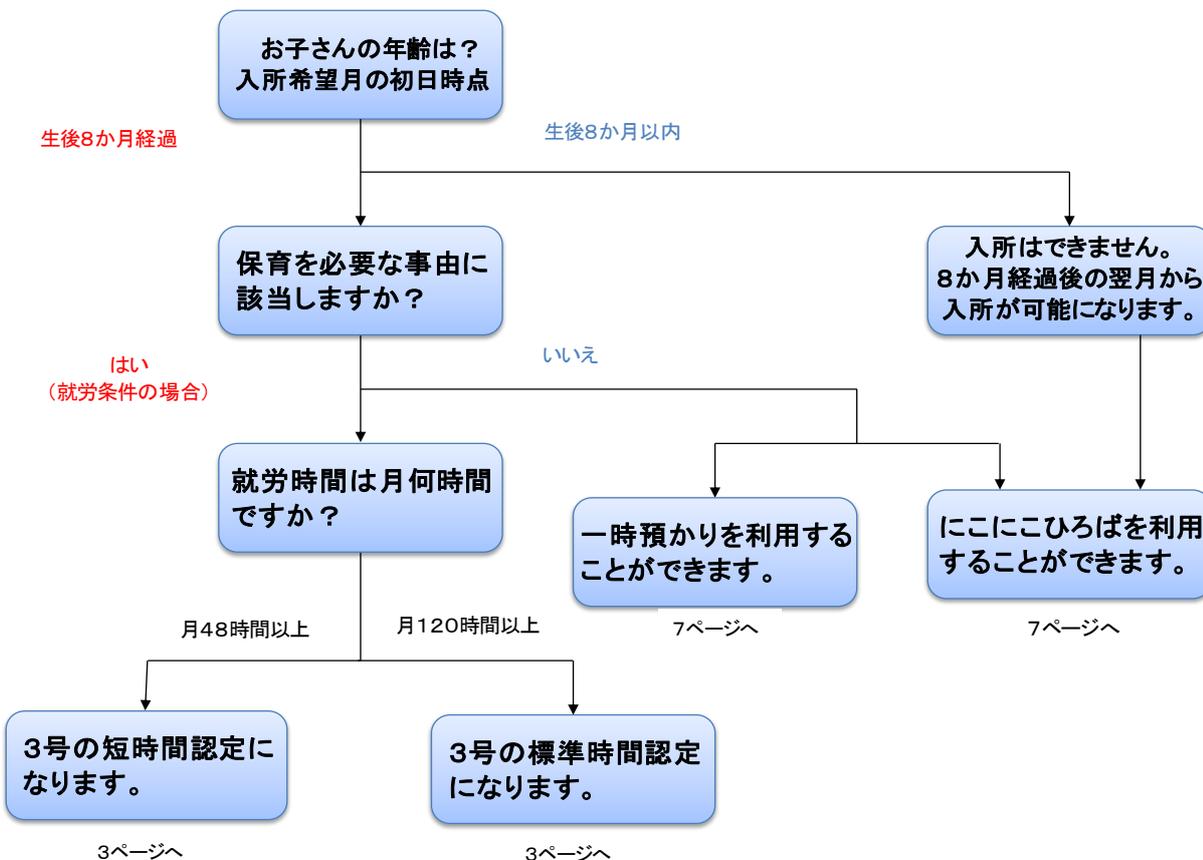
入所におけるフローチャート・「保育を必要とする事由」



2ページへ

オンラインでも申請の受付ができます。
※詳細は、5ページをご覧ください。

2 入所におけるフローチャート



3 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが、就労や病気などにより家庭での保育が困難であり、下記に記載する『保育を必要とする事由』に該当する場合、認定を受けることができます。

※養育可能な祖父母がいる場合、認定における審査の対象となります。

保育を必要とする事由	
労働	1か月につき、48時間以上の労働（パートタイム等含む）をしている
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと（産前2か月前～産後8週間）
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある
介護・看護	同居又は長期入院をしている親族の介護や看護を行っている
災害復旧	震災、風水害等の災害復旧にあたっている。
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（認定期間：3か月間）
就学	教育施設に在学している
職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を受けている
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある
育児休業	育児休業中のこども園利用に係る申請書 ※育児休業を事由とした入園・入所申込はできませんが、本事由により保育所を利用していた場合は、申請書を提出することでこども園でも引き続き利用可能です
その他	上記に類する状態として町が認める場合

4 保育標準時間を利用できる事由

(1)	就 労	父母ともに月120時間以上の労働をしている場合
(2)	災害復旧	
(3)	児童虐待・DVの恐れ	

保育標準時間認定による保育提供時間

月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日 午前7時30分から午後6時00分まで

* 上記提供時間内において、最大11時間の利用ができます。

5 保育短時間を利用できる事由

(1)	就 労	父母ともに、又は父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の労働をしている場合
(2)	疾病・障害	
(3)	介護・看護	
(4)	求職活動	3か月以内に限る

※ なお、「妊娠・出産（産前2か月前～産後8週後）」については保護者と短時間認定の有無について面談、また「就学」については、保護者の就学時間に基づき決定

保育短時間認定による保育提供時間

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

* 上記提供時間内において、最大8時間の利用ができます。

「保育を必要とする事由」による利用時間の区分について

(平日の例)

7:30	8:30		16:30	18:30
	保育標準時間の提供時間（最大11時間）			
(延長)	保育短時間の提供時間（最大8時間）			(延長)

※保育短時間について、町が規定する提供時間内において最大8時間の利用が可能です。
(7:30～18:30の間で最大8時間の利用ができるということではありません。)

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外の保育が必要な場合は、延長保育を利用することができます。

※利用料金がかかります。詳しくは、7ページをご覧ください。

6 申し込みについて（書類での提出の場合）

(1) 提出書類

ア 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（2号・3号申請用）

イ 保育を必要とする証明書類（下表参照）

証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 ※ 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（住所・氏名・出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書（別紙）
就学	在学証明書（入学を予定している人は合格通知書などのコピー）
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書

- (2) 提出期間 令和7年9月8日（月）～ 令和7年9月19日（金）
午前8時30分～午後4時30分までのご提出をお願いいたします。
- (3) 提出場所 利用を希望する保育所
期間中保育所への提出ができない場合、学校教育課でも受け付けます。
- (4) 面接の実施について 入所申込の書類を提出していただいた際に随時実施いたします。
お子さんをお連れのうち、お越してください。
※場合によってはお待ちいただく可能性があります。
- (5) その他

ア 「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書支給認定申請書」は黒又は青の「消えない」ボールペンで記入してください。

イ 提出書類については、お子さん1人毎に一式作成し、提出する必要があります。
※就労証明書又は「疾病・障害」の事由により医師の診断書を提出する場合で、利用希望のお子さんが複数居る場合、2人目以降の申込書類はコピーの添付でかまいません。

ウ 求職活動中の方については、就労先が決定しましたら、速やかに「就労証明書」を学校教育課まで提出してください。

エ この申込後、申請書に記載した内容について変更が生じたときは、必ず学校教育課へお問い合わせください。

注2) 「求職活動」による申請の場合、入所後3か月を経過しても就労されない（できない）場合は、退所となる場合があります。

7 オンライン申請について

(1) 事前に準備いただくもの（環境）

ア マイナンバー対応スマートフォン又はICカードリーダー付きパソコン

イ マイナポータルアプリ

ウ マイナンバーカード

※電子署名が必要になります。パスワードがわからない場合は、役場町民課にお越しく
ださい。

エ 保育を必要とする証明書（下記参照）

証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（住所・氏名・出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書（別紙）
就学	在学証明書※（入学を予定している人は合格通知書などのコピー）
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書

※原本の提出が必要です。郵送又は直接学校教育課に提出してください。

(2) 申込期間 令和7年9月8日（月）～令和7年9月21日（日）
夜間や土日祝日も申し込みが可能ですので、21日（日）まで申請できます。

(3) 面接

保育所で面接を実施します。入所申し込み完了後から9月30日（火）までにお子さん同伴で
受けてください。なお、面接希望日の前日までに入所希望の保育所にご連絡ください。

(4) 申込方法

下記のQRコードを読み込むと申請を行えます。

※読み込めない場合は、町ホームページにリンクがありますので、そちらから申請してください。

子どものための教育・保育給付認定申請兼保育施設利用申込（2号・3号）



8 認定変更について

入所の際に決定した教育・保育給付認定について、保護者の就労等により変更が必要な場合には申請書を提出することで、認定変更をすることができます。

認定を受けるための事由や、3号認定（保育認定）のうち保育標準時間認定と保育短時間認定を受けるため事由については、3ページをご覧ください。

(1) 認定変更方法

変更希望月の前月20日までに、「教育・保育給付認定に係る変更申請書」を提出してください。
※添付書類がすぐに用意できない場合でも、認定変更申請書の提出は期限までに行ってください。

(2) 認定変更の決定

認定変更が認められた場合は決定通知書により、通知いたします。
認められなかった場合や、確認が必要な場合は、保育所をとおして連絡いたします。

(3) 育児休業中の利用について

保育所を利用しているお子さんの保護者が第2子以降の出産に係る育児休業を取得した際に、申請により利用しているお子さんが継続して利用することができます。

○育児休業で利用を継続できる方

- ・ 産前産後休暇・育児休業取得前に就労を事由にこども園・保育所を利用していること。
- ・ 出産したお子さんのための育児休業であること。

※保護者（父・母）共に育児休業を取得する場合でも継続利用が可能です。

○利用継続ができる期間・保育時間

- ・ 育児休業取得の対象となるお子さん（出産児）が、満1歳6カ月となる月末まで利用継続できます。
- ・ 満1歳6カ月を待たず、復職する場合は、認定変更手続きにより、保育標準時間への変更が可能です。
- ・ 本事由で利用する場合は、保育短時間認定となります。

※満1歳6カ月を経過した翌月以降も育児休業をされる場合は、1号への変更（こども園）か退所（保育所）となります。

対象となるお子さんすべてに利用の継続を認めるものではありません。

育児休業中の利用を希望する場合は、産前産後休暇の認定終了月の15日までに利用しているこども園・保育所の主任にご相談ください。

○必要書類

- ・ 育児休業中のこども園・保育所利用に係る申請書
- ・ 育児休業を取得することが分かる書類（就労証明書等）
- ・ その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

9 保育料の減免について

町では、第2子・第3子以降のお子さんの保育料の減額を行っています。

- 第2子については、規定する保育料の半額
- 第3子以降については無料

※ その他、御家族の所得や状況により、減額等の措置を行っています。

10 一時預かり・延長保育について

- (1) 緊急保育
保護者の病気、出産、冠婚葬祭等で家庭での保育が一時的に困難となるお子さんにつき14日間程度を限度として利用可能です。
- (2) 一時保育
保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を解消するために、一時的に7日間程度を限度として利用可能です。
- (3) 断続的保育
就労形態の多様化に伴う断続的な保育を利用可能です。

一時預かり（普段保育所を利用していないお子さん）の保育料
1時間500円又は1日あたり1,500円

- (4) 延長保育（短時間認定で提供時間外に利用するお子さん）

保育時間	子ども1人あたりの保育料
7時30分から8時30分まで	1時間あたり500円
16時30分から18時30分まで	

11 こそだて『にこにこひろば』について

乳幼児を持つ保護者と子どもが気軽に集い、親子で遊べる場、育児仲間を作る場所です。
※お子さんをお預かりする施設ではありません。

- (1) 開設場所 はらまち保育所2階
- (2) 開所日 月曜日から土曜日（各月の開所日は、ホームページに掲載）
- (3) 開設時間 午前9時～12時、午後1時～3時
 ※土曜日は、9時～12時

担当 東吾妻町教育委員会事務局
 学校教育課 こども係
 TEL：0279-68-2111